技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

１ 現　状

⑴　職種ごとの人数、平均給与、平均年齢等のデータ

区　分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
全　体	183 人	49.3 歳	357,038 円	432,667 円
清掃職員	58 人	44.9 歳	332,972 円	431,733 円
業務職員	55 人	52.2 歳	382,264 円	451,738 円
学校給食員	45 人	52.4 歳	362,564 円	408,923 円
自動車運転手	5 人	47.3 歳	322,800 円	437,574 円
その他	20 人	47.8 歳	353,585 円	435,137 円

※　「平均給料月額」とは、平成１９年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

※　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

⑵　民間従業員（非正規の者を含む。）の平均給与、平均年齢のデータ

対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円
用務員	53.9 歳	227,200 円
調理士	41.2 歳	267,500 円
自家用自動車運転者	54.6 歳	296,800 円

※　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成１６年から平成１８年までの３か年平均）

※　技能労務職の職種と民間の職種等との比較にあたり、熊谷市職員はアルバイト等を除く正規職員の状況であるのに対し、民間従業員にはアルバイト等の非正規職員を含んだ状況であり、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

⑶　職種ごとの年齢別職員数

区　分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
全　体	人 0	人 1	人 1	人 10	人 19	人 10	人 13	人 13	人 21	人 25	人 49	人 21	人 183
清掃職員	0	1	1	6	9	4	5	6	7	6	9	4	58
業務職員	0	0	0	1	2	4	5	2	5	8	19	9	55
学校給食員	0	0	0	1	3	1	2	3	6	9	14	6	45
自動車運転手	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	5
その他	0	0	0	2	4	1	0	1	3	1	6	2	20

⑷　その他給与に関する事項

ア　給料表

熊谷市では、国の行政職俸給表（一）に相当する行政職給料表の１級から５級までを適用しています。

イ　手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。このうち、技能労務職員に支給される特殊勤務手当の主な種類は、下表のとおりです。

<table>
<tr><th>種　類</th><th colspan="2">業　　務</th><th>支給区分</th><th>金額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">し尿処理作業手当</td><td colspan="2">し尿処理作業に従事する職</td><td rowspan="2">現に作業に従事した１日につき</td><td>770 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第一水光園及び荒川南部環境センターにおいてスカム出し作業及び沈砂除去作業に従事する職</td><td>3,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ごみ処理、下水溝渠清掃作業手当</td><td colspan="2" rowspan="5">ごみ処理作業に従事する職</td><td rowspan="2">現に作業に従事した１日につき</td><td>750 円</td></tr>
<tr><td>850 円
（自動車運転）</td></tr>
<tr><td>環境美化センターにおいてリサイクル作業に従事した１日につき</td><td>850 円</td></tr>
<tr><td>定時収集業務を２人で従事した場合１日につき</td><td>400 円</td></tr>
<tr><td>定時収集業務を２人で従事した場合半日につき</td><td>200 円</td></tr>
<tr><td>火葬作業手当</td><td colspan="2">火葬作業に従事する職</td><td>１体につき</td><td>800 円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">土木作業手当</td><td colspan="2" rowspan="2">土木作業に従事する職</td><td rowspan="2">現に作業に従事した１日につき</td><td>580 円</td></tr>
<tr><td>680 円
（自動車運転）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">水路浚渫、側溝清掃、汚泥収集及び舗装補修作業に従事する職</td><td rowspan="2">現に作業に従事した１日につき</td><td>650 円</td></tr>
<tr><td>700 円
（自動車運転）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">調理業務手当</td><td rowspan="2">給食調理の作業に従事する職</td><td>主に従事する職</td><td rowspan="2">１日につき</td><td>140 円</td></tr>
<tr><td>補助する者</td><td>70 円</td></tr>
<tr><td>特殊自動車運転手当</td><td colspan="2">大型特殊自動車又は車両系建設機械（ホイルローダーショベル・ブルドーザー・（ドーザーショベル）・グレーダー・振動ローダー）の運転業務に従事する職</td><td>１月につき</td><td>1,000 円</td></tr>
</table>

ウ　昇給基準

毎年１月１日に前１年間における勤務成績に応じ、４号給（５５歳を超える場合は２号給）を標準として昇給します。

２ 基本的な考え方

熊谷市では、熊谷市行政改革大綱及び熊谷市集中改革プランに基づき、給与の適正化、指定管理者制度の活用を含めた民間委託の推進、定員管理の適正化等を図っています。

今後も、技能労務職員等の給与については、国、埼玉県及び近隣他市の動向や類似の職種の地域民間水準を考慮した運用を行うとともに、職員数については、指定管理者制度をはじめとする民間活力の導入や多様な雇用形態の推進により、定員管理の適正化に努めていきます。

３ 具体的な取組内容

⑴ 給料表に関する事項

給料表については、平成１９年４月１日に給与構造の見直しを実施し、給料水準を平均５．９％引き下げました。

⑵ 手当に関する事項

特殊勤務手当については、総合的に点検し、廃止を含めて見直しを行います。

⑶ 昇給のあり方に関する事項

勧奨退職時の特別昇給については、平成１９年度をもって廃止しました。

４ その他

⑴ 民間委託等の推進

現在、既に２０箇所の公の施設について指定管理者制度を導入しており、また、一般ごみ収集、道路維持補修・清掃等について業務の一部を委託しています。

今後も、熊谷市行政改革大綱及び熊谷市集中改革プランに基づき、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、民間委託の推進や指定管理者制度を導入し、事務処理の効率化を図ります。

⑵ 職員数の削減の見込み

現在、技能労務職員については、災害時等に関連する職場を除き、原則、退職不補充としており、臨時職員等により対応しています。

今後も、熊谷市集中改革プラン及び定員適正化計画に基づき、指定管理者制度をはじめとする民間活力の導入や臨時職員等の多様な雇用形態の導入により、職員数を削減するとともに、定員管理の適正化に努めます。